

(別紙)

つくば産第 886 号
令和 8 年 (2026 年) 2 月 10 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

つくば市長 五十嵐 立 青
(公 印 省 略)

大規模小売店舗に関する意見書

大規模小売店舗立地法第 5 条第 3 項の規定に基づき、令和 7 年 (2025 年) 12 月 9 日付け公告のあった下記の大規模小売店舗について、同法第 8 条第 1 項の規定により意見を提出します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) イオンスタイルつくば学園の森
つくば市学園の森三丁目 8 番 4
- 2 届出者
イオンリテール株式会社
代表取締役 古澤 康之
千葉県美浜区中瀬一丁目 5 番地 1



3 意見の内容

| 配慮を求める事項 | 意見の内容 | 理由 |
|-----------------------|--|--|
| (1) ① 駐車需要の充足等交通に係る事項 | <ul style="list-style-type: none">・ 来客車両出入口 No. 1 については、右折での出入庫を防止する対策を講じること。・ 来客駐車場出入り口 No. 1 (北側出入り口) について、退店経路は左折を図示されているが、中央分離帯の無い道路であり、右折を試みる車両が想定される。 特に混雑時について、学園の森中央交差点の右折滞留車両で視界を遮られた状態での右折は、事故発生の危険性が | <ul style="list-style-type: none">・ 近隣区会から本施設の開設により、右折での出入庫が可能になると、学園の森中央交差点で渋滞が発生するという意見があったため。・ 視界不良方向への車両交通による交通事故を防止するため。 |

| | | |
|-----------------------------------|--|--|
| | <p>高いため出入り口付近の左折誘導、右折禁止表示を検討すること。</p> | |
| <p>(1)②歩行者の通行の利便の確保等(交通安全を含む)</p> | <p>・No.5 学園の森中央交差点の東側流入部の右折車線延伸を行う場合 施工日程等を、春日学園義務教育学校及び学園の森義務教育学校へ事前に通知し、注意喚起・安全確保の徹底をすること。</p> | <p>・当該店舗は、つくば市立春日学園義務教育学校及び学園の森義務教育学校の通学区域内にあり、児童・生徒の安全確保の必要があるため。</p> |
| <p>(2)③街並みづくり等への配慮等</p> | <p>・計画地は、つくば市屋外広告物条例に基づく第2種地域に指定されており、屋外広告物を表示するためには許可を受ける必要がある。屋外広告物について確認したいので、都市計画課まで来庁すること。</p> | <p>つくば市景観計画に基づき、街並みづくり等への配慮をすることにより、良好な景観の形成を促進するため。</p> |

(備考) 1 意見の内容は、大規模小売店舗立地法第4条に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に拠って下さい。